

第13章 施行期日及び経過措置

I. 附則のあらまし

今回の特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則は、イ）改正法の施行期日を定める規定、ロ）改正法の施行に伴う経過措置を定める規定、ハ）本則の改正に伴う他法の形式的改正、ニ）罰則に関する経過措置を定める規定、ホ）政令への委任を定める規定からなっている。

改正法の施行期日は、附則第1条本文において平成12年1月1日と規定したが、特許料等の引下げ及び裁判所と特許庁との侵害事件情報の交換に関する改正規定については、公布の日から起算して1月を越えない範囲で政令で定める日（平成11年6月1日）、マドリッド協定議定書への加入に伴う制度改正に関する改正規定については、マドリッド協定議定書が日本国について効力を生ずる日（平成12年3月14日）、国際登録に基づく商標権に係る登録原簿の電子情報処理組織を使用した閲覧に関する改正規定については、平成13年1月1日、審査請求期間の短縮に関する改正規定については、平成13年10月1日と、異なる施行期日を定めている。また、改正法は、特許法、商標法等工業所有権法全般にわたって、従来の制度を大幅に改正する内容となっており、附則においては、広範な経過措置が規定されている。

本章は、こうした附則に規定する施行期日及び経過措置等の内容について解説するものである。

II. 附則の規定の解説

本節では、附則に規定された改正法の施行期日、経過措置等の規定を順次解説していく。

1. 改正法の施行期日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中特許法第百七条第一項の表の改正規定及び同法第百六十八条に二項を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十一条第一項の表の改正規定及び同法第四十条に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日
- 三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項第二号の改正規定 平成十三年一月一日
- 四 第一条中特許法第四十六条第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定及び同法第四十八条の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成十三年十月一日

本条は、改正法の施行期日について規定したものであり、本条本文は、改正法の主な施行期日を平成12年1月1日とする旨を規定している。

今回の改正は、特許権等の侵害に対する救済措置の拡充、特許存続期間の延長登録制度の見直し、新規性阻却事由等の見直し、早期公開制度の導入、審判書記官制度の導入、商標の早期保護制度の導入その他、従来の制度を大幅に改正したことから、その内容を一般に周知する期間を確保する等の観点から、平成12年1月1日から施行することとした。

本条ただし書は、その他の施行期日を規定したものである。

第1号は、請求項数に応じた部分の特許料等の引下げ（特許法第107条等）、

特許庁と裁判所との侵害事件情報の交換（特許法第168条等）について、利用者の負担の軽減、紛争解決の早期解決に資するものであることから、いずれも早期に施行することが望ましいため、「公布の日から起算して1月を越えない範囲内において政令で定める日」を施行日としたものである（平成11年政令第159号により、平成11年6月1日に施行されている）。

第2号は、マドリッド協定議定書を実施するための商標法改正（改正法第5条関係）について、マドリッド協定議定書が日本国において効力が生ずる日（平成12年3月14日から発効）を施行日としたものである。

第3号は、マドリッド協定議定書の実施に関連して、国際登録に基づく商標権に係る登録原簿の閲覧を電子情報処理組織を使用してオンラインで行うことができることとするための特例法第12条の改正について、システム開発等に一定の準備期間が必要であるため、平成13年1月1日を施行日としたものである。

第4号は、審査請求期間の3年への短縮（特許法第48条の3）について、出願人が効率的な先行技術調査や特許取得の迅速な判断が可能な体制の構築、請求件数の増加及び体制整備に必要な予算の確保、将来における研究開発方針の作成等多くの事項を検討する必要があることから、十分な準備期間を設けるために、平成13年10月1日を施行日としたものである。

2. 経過措置

（1）特許法の改正に伴う経過措置（第2条）

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る発明の新規性の要件については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものにつ

いては、第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十四条第四項（新特許法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

- 3 前条第四号に掲げる規定の施行前にした実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、新特許法第四十六条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る出願審査の請求については、新特許法第四十八条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許権の存続期間の延長登録の出願については、その延長登録の出願についての査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。
- 6 特許法第六十七条第二項の政令で定める处分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることが二年に満たない期間できなかった者は、この法律の施行の日前三月以後に当該処分を受けたときは、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができる。
- 7 この法律の施行前に求められた特許発明の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。
- 8 新特許法第四章第二節（新特許法第六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。
- 9 新特許法第百五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

- 10 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料（旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 11 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった特許出願に係る特許料の減免又は猶予については、新特許法第百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 12 この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の中立て又は無効の理由については、なお従前の例による。
- 13 この法律の施行前に請求された特許異議の中立て若しくは特許法第二十三条第一項の審判又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第百二十条の四第三項（新特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び新特許法第二百三十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 14 國際特許出願であつてこの法律の施行前に國際公開がされたものについての新特許法第二百八十四条の十一第一項の規定の適用については、同項中「國際公開があつた後」とあるのは「國際公開があつた後（優先日から一年六月を経過する以前に國際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）の施行の時のいずれか早い時の後）」と、「特許権の設定の登録前に、外国語特許出願」とあるのは「特許権の設定の登録前（優先日から一年六月を経過する以前に國際公開がされた國際特許出願については、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律の施行の時のいずれか早い時の後特許権の設定の登録前）に、外国語特許出願」とする。

本条は、改正法第1条の規定による特許法の改正に伴う経過措置を規定したものである。

① 特許要件の見直しに伴う経過措置（第1項、第12項）

今回の改正において、新規性阻却事由の拡大（世界公知・公用の導入、インターネット上の技術情報を刊行物と同様新規性阻却事由に位置づけ）、新規性喪失の例外適用の拡大が行われる（特許法第29条、第30条の改正）。

上記改正は、特許要件の変更に係る改正であり、権利者又は第三者に対して不利益変更となりうるものであるため、施行後にされた特許出願から改正法を適用することとし、第1項として、この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願（拒絶査定不服審判に係属している出願を含む。）に係る新規性の要件についての経過措置を設けた。

また、施行前にされた特許出願に係る特許についての特許異議の申立て又は無効の理由についても、改正法は適用しないこととし、第12項として経過措置を定めた。

② 出願の分割・変更に係る手続の簡素化に伴う経過措置（第2項）

今回の改正において、出願の分割・変更を行う際に提出される国内優先権、パリ条約に基づく優先権及び新規性喪失の例外規定の適用の主張に係る書面又は書類について、その提出の省略を認めることとした（特許法第44条及び第46条の改正）。

これに伴い、出願の分割・変更については改正法施行後したものについても、出願日がもとの特許出願の出願日まで遡る（特許法第44条第2項及びこれを準用する第46条第5項）ことから、適用される法律が改正法であるか旧法であるかについて明らかにしておく必要が生じる。

この点、国内優先権の主張等についての書面又は書類の提出については、分割・変更による新たな出願の出願日が遡及するものではなく、また、ユーチャーフレンドリーの観点からも書面の提出の省略を広く認めることが望ましいことから、これらの書面又は書類の提出の省略については改正法施行後にする出願の分割・変更から認めるものとし、第2項として、改正後の規定を適用することを明らかにするための経過措置を設けたものである。

③ 審査請求期間の短縮に伴う経過措置（第3項、第4項）

今回の改正においては、審査請求期間を出願から3年に短縮することとしているが(特許法第48条の3の改正)、7年の審査請求期間を前提に既に特許庁に対する出願を行った出願人の期待権を保護するため、施行日(平成13年10月1日)以後の出願から3年の審査請求期間を適用することとし、施行の際現に特許庁に係属している特許出願については従前通り審査請求期間を7年とする経過措置を設けた(第4項)。

また、施行前に出願した実用新案登録出願人及び意匠登録出願人が特許出願への変更を行う場合の時期的制限については、出願人の期待権を保護するため、施行日以後に変更出願を行う場合であっても、施行の際現に特許庁に係属しているものとして従前の例によることとした(第3項)。

④ 特許存続期間の延長登録出願の見直しに伴う経過措置(第5項、第6項)

今回の改正においては、特許存続期間の延長登録出願について種々の見直しが行われた(特許法第67条等の改正)が、例えば施行前にされた延長登録出願であって、延長を求める期間が二年未満のものについて、施行前に審査が行われ旧法が適用されれば方式違反(改正前の特許法第67条の2第1項第3号)で却下されるのに対し、施行の際なお係属中の場合には改正法が適用され方式違反とならずに延長登録が認められるとというような不合理な結果を回避するため、施行の際係属中の延長登録出願については一律旧法を適用するものとした(第5項)。

また、実施できなかった期間が二年に満たない者は、今回の改正により延長登録出願をすることができることとなるが、施行日より遠い過去に処分を受けた者に対してまで延長登録を認めることとなると、第三者にとっても法的安定性を失わせることとなるため、施行の日前3月(第67条の2第3項に規定する政令で定める期間)以後に処分を受けた者に対してのみ改正法を適用し、延長登録の出願を認めることとした(第6項)。

(補説)

延長登録出願人の責めに帰さない理由により特許法第67条の2第3項に

規定する政令で定める期間を超過した場合には、その理由が無くなった日から14日の間、延長登録出願をすることができるとされている（特許法施行令第1条の4）ことから、本条項は、新法の適用により新たに延長登録をすることが可能となった権利者（处分により特許発明の実施ができなかった期間が二年未満の場合）に対して、自己の責めに帰さない事由により期限を超過したとの主張を認めないと明らかにする意義もあるもの。

⑤ 判定制度の強化に伴う経過措置（第7項）

今回の改正では、判定制度を見直し、審判に準じて、証拠調べ、不適法な手続に対する却下等の手続を整備することとしたが、請求人の不利益となる規定も含むことから、施行後に特許庁に対して求められた判定について改正法を適用し、施行の際係属中の判定事件については旧法を適用することとした（第7項）。

⑥ 権利侵害に対する民事的救済措置の拡充に伴う経過措置（第8項、第9項）

今回の改正においては、民事的救済措置の拡充のため、文書提出命令の拡充（特許法第105条の改正）、計算鑑定人制度の導入（特許法第105条の2の新設）等、侵害訴訟手続の整備が図られている。

こうした改正後の侵害訴訟手続等に関する特許法等の規定は、侵害訴訟の迅速な審理に資するものであり、その趣旨をできるだけ貫徹させるためには、改正後の規定を、その施行前に生じた事項にも適用することが適当である。

ただし、すでに改正前の規定により効力を生じているものについてまで、改正後の規定を適用してその効力を覆すこととすると、法的安定性を害することとなるから、改正前の規定により生じた効力を妨げないこととした。

なお、この考え方は、平成8年の民事訴訟法改正及びそれに伴う特許法等の改正の際の経過措置と同様のものである。

（参考条文）新民事訴訟法

(経過措置の原則)

附則第三条 新法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の民事訴訟法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

ただし、新特許法第105条の3（相当な損害額の認定）の規定に関する経過措置については、以下のような例外的取り扱いをすることとした。

民事訴訟においては、自由心証主義が貫かれ、裁判官は、通常人が疑いを抱かずしてその判断を信頼して行動する程度の心証が得られた場合に事実の認定を行うところであるが、新特許法第105条の3の規定は、「損害額を立証するため必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難である」ときは、原告の証明によってそのような心証に達しない場合であっても、裁判官に損害額の認定を認めるもの（証明度の軽減）であり、自由心証主義の例外と位置づけられる。

この規定の新設により、被告としては、反証の必要性が高まるが、事実審の口頭弁論が終結してしまっている場合又は飛躍上告の合意（注：民事訴訟法第281条第1項ただし書）がされている場合は、被告は当該反証をすることができないため、このような事件については、適用しないこととした（損害額の証明度の軽減について規定した新民事訴訟法第248条の経過措置（新民事訴訟法附則第16条）も同様である。）。

なお、新民事訴訟法附則第16条は、裁判手続一般についての経過措置を定めるものであり、審決取消訴訟のように高等裁判所が第一審として行う判決についても規定しているが、本条項については、侵害訴訟のみをその対象としており、地方裁判所又は簡易裁判所（少額訴訟の場合）が第一審となるため、当該附則第16条に所要の修正を行っている。

[注]飛躍上告の合意（民事訴訟法第281条第1項ただし書）

民事訴訟法上、地方裁判所又は簡易裁判所のした第一審の終局判決に対し控訴審を省略して直接上告することについて当事者が合意すること。これは、事件の事実関係については当事者間に争いがなく法律問題についてのみ争いがある場合には直ちに上告裁判所の判断を得られるようにすることが紛争の迅速・経済的な解決に資するとの考慮から認められる制度。

(参考条文) 新民事訴訟法

(損害額の認定に関する経過措置)

附則第十六条 新法第二百四十八條（新法において準用する場合を含む。）の規定は、新法の施行前に、第二審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終結した事件、第二審である地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

⑦ 特許料の引下げ、料金特例措置の改正に伴う経過措置（第10項、第11項）

今回の改正においては、請求項数ごとの特許料等の増加割合の引下げ（特許法第107条の表の改正）が行われた。

この際、施行前に既に納付した特許料については、改正法の施行後にこれを返納することはせず、また施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納すべきものについては、従前の特許料を基準に納付すべきこととした（第10項）。

また、特許料等の特例措置の適用範囲の拡大（特許法第109条、第195条の2の改正）が行われたが、新たに特例措置の対象となる者に関しては、1年目から3年目までの特許料の減免又は猶予の特例は、施行後に登録査定を受けた場合から適用することとし、施行前に登録査定を受けた場合には特例措置を適用しないこととした（第11項）。（なお、審査請求料の軽減の特例については、施行日以後に審査請求をした場合に適用されることになる。）

⑧ 明細書又は図面の訂正の請求の見直しに伴う経過措置（第13項）

今回の改正では、特許異議が申し立てられ又は無効審判が請求された請求項

に係る訂正を認めるにあたって、訂正後の請求項に記載されている事項により特定される発明が、特許出願の際に独立して特許を受けることができるか否かを判断しないこととし、その後の取消理由又は無効理由の審理においてのみ、独立して特許を受けることができるか否かを判断することとした。

この結果、特許権者にとっては訂正の機会が一度減ることにもなるので、施行の際特許庁に現に係属している特許異議申立事件又は無効審判事件における明細書又は図面の訂正については、特許権者の期待を保護するため、改正前の規定を適用するものとした（第13項）。

⑨ 申請による早期公開制度の導入に伴う国際特許出願についての補償金請求権の取り扱い（第14項）

今回の改正では、出願人の申請による早期公開制度の導入に伴い、日本語国際特許出願であって（早期）国際公開がされているものについて、国内での補償金の支払の請求の起点となる時点を優先日から1年6月以降（ケースA）と限定していた規定を削除することとしている。

この改正に伴い、施行前に国際公開された国際特許出願に係る補償金請求権の発生時期が国際公開時まで遡るとすると、第三者に不測の事態をもたらすため、施行前に国際公開がなされた国際特許出願に係る補償金請求権の発生時期については、優先日から1年6月経過後又はこの法律の施行日の何れか早い時とすることとした（第184条の10の読み替え適用：ケースB）。

なお、施行日以降に国際公開された場合には、その公開時から補償金請求権が発生する（ケースC）。